

開発負担金制度について

山武都市広域水道企業団給水条例第 35 条

(開発負担金)

第 35 条 給水区域において、給水を受けることとなる宅地(公共用地を除く面積が 1,000 平方メートル(1,000 平方メートル以下の宅地を 3 年以内に連たんして造成する場合には、その合計が 1,000 平方メートル)を超える宅地をいう。)の造成をしようとする者、又は建築物(計画 1 日最大給水量 5 立方メートルを超える建築物をいう。)の建築(給水装置の改造を含む。)をしようとする者は、企業長に開発負担金を納付しなければならない。

- 2 開発負担金は、別表第 6 に掲げる額に消費税法及び地方税法で定める税額を加算した額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 開発負担金は、第 5 条の 2 の規定による設計審査の前、配水管布設工事の施行前又は第 38 条第 3 項の確認後企業長が定める納期限の日までに納付しなければならない。
- 4 給水装置の改造をする場合の計画 1 日最大給水量は、新規の計画 1 日最大給水量から改造前の 1 日最大給水量を控除した水量とする。
- 5 開発負担金を徴した宅地に建築物の建築を行う場合は、当該建築物の用に供する宅地で既に開発負担金を徴した面積に対応する額を、開発負担金の額から控除する。
- 6 既納の開発負担金は、還付しないものとする。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

給水条例第 35 条別表第 6

区分	開発負担金の額
宅地開発	造成面積 1,000 平方メートルを超える面積に 1 平方メートル当たり 650 円を乗じて得た額
建築物	計画 1 日最大給水量 5 立方メートルを超える水量に 1 立方メートル当たり 13 万円を乗じて得た額

計算例

- 1 . 造成面積 1,500 m²の場合
(1,500 m² - 1,000 m²) × 650 円 + 消費税 (10%) = 357,500 円
- 2 . 一日最大給水量 10 m³の場合
(10.00 m³ - 5.00 m³) × 130,000 円 + 消費税 (10%) = 715,000 円

問い合わせ先

山武都市広域水道企業団 施設課 計画班 ☎0475-55-7855